

子育てのための施設等利用給付認定申請書（第1号認定）

練馬区長 宛て

【申請に当たって同意していただく事項】

1

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。

2

申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。

3

子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。

4

認定事務が集中し審査等に日時を要した場合、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、審査結果のお知らせを延期する場合があります。

5

申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

6

認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）または特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業（1）は利用しない）するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、つぎのとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

1 預かり保育事業は、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

					申請日		年 月 日	
保護者	フリガナ		申請子どもとの続柄	現住所	〒 -			
	氏名							
	日中の連絡先（電話番号）					生年月日	年 月 日	
		父携帯・母携帯 自宅・その他（ ）		父携帯・母携帯 自宅・その他（ ）				

氏名、続柄、生年月日については、同居者全員分を記入してください。
「利用（予定）施設」「利用開始日」の欄は、認定を申請する子どものみご記入ください。

認定を申請する子ども（申請子ども）の□に チェック		フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	利用（予定）施設	利用開始日
	1 □		世帯主	年 月 日		年 月 日
	2 □			年 月 日		年 月 日
	3 □			年 月 日		年 月 日
	4 □			年 月 日		年 月 日
	5 □			年 月 日		年 月 日
	6 □			年 月 日		年 月 日
	7 □			年 月 日		年 月 日

（例）第1子と第2子の分の申請を行いたい場合、第1子の□と第2子の□にそれぞれ をつけることで、2人分を申請できます。
子どもごとに申請書を複数枚ご提出いただく必要はありません。

右の二次元コードから電子申請する場合は、本用紙の提出は不要です。
（ 電子申請に当たっては、スマートフォンアプリ「xID」をインストールし、
マイナンバーカードを用いた本人認証が必要となりますので、ご了承ください。 ）



記入例

子育てのための施設等利用給付認定申請書（第1号認定）

練馬区長 宛て

【申請に当たって同意していただく事項】

- 1 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
- 2 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 3 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 4 認定事務が集中し審査等に日時を要した場合、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 5 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 6 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）または特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業（1）は利用しない）するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、つぎのとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

- 1 預かり保育事業は、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、平日、教育時間を含み提供時間（1）は年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

申請書の記入日、幼稚園への提出日どちらでも可

保護者	フリガナ	ネリマ タロウ	申請子どもとの続柄	父	現住所	申請日	令和7年11月2日
	氏名	練馬 太郎				〒176 - 8501	
	日中の連絡先（電話番号）					練馬区豊玉北6-12-1	
	000-0000-0000	父携帯・母携帯 自宅・その他（ ）		父携帯・母携帯 自宅・その他（ ）	生年月日	昭和62年7月8日	

氏名、続柄、生年月日については、同居者全員分を記入してください。
「利用（予定）施設」「利用開始日」の欄は、認定を申請する子どものみご記入ください。

幼稚園に入園した日

認定を申請する 子ども（ ）の□に チェック	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	利用（予定）施設	利用開始日
	1 練馬 太郎	世帯主	昭和62年7月8日		年 月 日
	2 練馬 花子	妻	平成2年4月9日		
	練馬 一郎	長男	平成24年5月25日		年 月 日
	練馬 次郎	次男	令和3年5月15日	〇〇幼稚園	令和7年4月1日
	練馬 三子	長女	令和4年4月2日	〇〇幼稚園	令和8年4月1日
	6		年 月 日		年 月 日
	7		年 月 日		年 月 日

訂正する場合は、二重線で消し、
余白に正しい内容を記入
（訂正印は押していなくても可）

（例）第1子と第2子の分の申請を行いたい場合、第1子の□と第2子の□にそれぞれ をつけることで、2人分を申請できます。

子どもごとに申請書を複数枚ご提出いただく必要はございません。